

【論文】

仮名文書の資料性

—譲状の定型的表現にみる接続表現—

辛 島 美 絵

1. はじめに

本稿は、日本語史資料としての仮名文書研究の一環であり、鎌倉時代の譲状において譲与文言を記載する際の定型的表現から仮名文書の資料性を考察するものである^{注1}。

譲状は、譲与文言を記載することが要件であるが、その際、半数以上の譲状において

A【譲与対象物の由緒（自分が正当に所有したものである等）の文】 + B【接続詞・接続助詞^{注2}】 + C【譲与文言の文】

という文章の型が用いられる。この型の表現を以下、「当該定型」と称し、AとCを繋ぐBの接続詞・接続助詞を「当該定型の接続表現」と称する。

当該定型は、譲状に不可欠な譲与文言を明確に示すための文章の型であり、語彙面でも文法面でも同様の表現がされやすい部分である^{注3}。ところが、譲状を仮名の多寡で分類して比較すると、仮名の多い文書には〈漢字専用文書〉には見られない特色が看取される。辛島美絵(2021a)では、仮名文書の当該定型に見られる文構成上の特色について報告したが、本稿では当該定型の接続表現について報告する。

調査対象文書は『鎌倉遺文 古文書編』所収の当該定型を使用する譲状すべて（合計971通）とし^{注4}、仮名文書は仮名の多寡によって〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉〈漢字主体文書〉に分類^{注5}して調査した。

2. 当該定型における接続表現の種類と使用頻度

(1) 当該定型を使用する譲状全体

当該定型の接続表現は都合32種類に整理される。これを使用頻度の高い順（用例の多い順）に並べると以下のごとくである^{注6}。

用例500例以上……「しかるを類^{注7}」

用例100例以上……「よて」

用例50例以上……「しかるあいだ」

用例20例以上……「～あいだ」「ここに」「～によて・～により」「複数使用^{註8}」

用例10例以上……「しかりといえども」「～といえども」「ただし」

用例5例～9例……「～ところに」「～を」「～うえは」「～ば」「いまにおいては」「これによて」

用例2例～4例……「しかればすなわち」「～ども」「かつは」「したがいて」

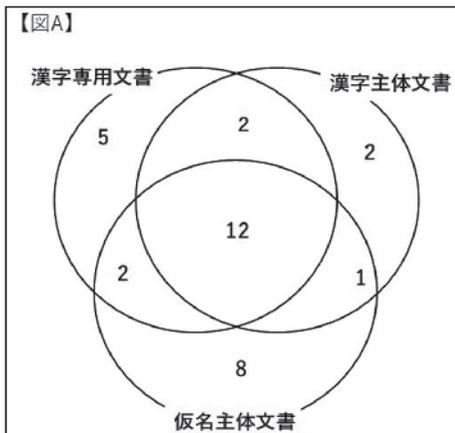
用例1例……「～が」「～について」「～ほどに」「いま」「いままた」「ここにより」「しかるうえは」「しかるところに」「しかるによりて」「すなわち」「それを」「ゆえに」

用例最多の「しかるを類」は、当該定型を有する文書全体（971例）の過半数（552例）を占め、最も通用した形式だったと見られる。「しかるを類」以外では「よて」（107例）と「しかるあいだ」（80例）を使用する文書が各1割程度である。これら3種の接続表現で、全用例数の8割近くを占める。

残りの接続表現は、種類は多いが使用頻度は低い。文書によって様々な接続表現が選択されている。32種類のうち用例数が10例未満の接続表現は22種類ある。このうち用例数1例の接続表現が最も多く、12種類ある。

（2）仮名の多寡で分類した場合

文書を仮名の多寡によって分類すると、〈仮名主体文書〉で使用される接続表現は23種類（用例数253例）、〈仮名半分文書〉では9種類（用例数60例）、〈漢字主体文書〉では17種類（用例数226例）、〈漢字専用文書〉では21種類（用例数432例）である。



〈仮名主体文書〉〈漢字主体文書〉〈漢字専用文書〉では、各々13種類から14種類程度が他の文書類と共通しており、残りの数種類が各文書類でのみ使用される。【図A】は〈仮名主体文書〉〈漢字主体文書〉〈漢字専用文書〉の接続表現の共通性を図示したものである。数値は使用される接続表現の種類（異なり数）である。なお〈仮名半分文書〉は、そのみで使用される接続表現は無く、9種すべてが別の文書類と共通する^{註9}。

〈仮名主体文書〉にのみ使用される接続表現 8 種類の内訳は「～を」(6 例)、「～ども」(2 例)、「～が」「～について」「～ほどに」「しかるうえは」「しかるによりて」「それを」(各 1 例)である。いずれも頻度は高くないが、複数例見られる「～を」「～ども」をはじめ、接続助詞が目立つ。

〈漢字専用文書〉にのみ使用される接続表現 5 種類の内訳は「これによて」(5 例)「いま」「ここにより」「しかるところに」「すなわち」(各 1 例)である。これらは〈仮名主体文書〉とは対照的に、いずれも接続詞である。

〈漢字主体文書〉にのみ使用される接続表現 2 種類の内訳は「いままた」「ゆえに」(各 1 例)で、これらも接続詞である。

(3) 作成年代で分類した場合

接続表現の種類(異なり数)を、文書の作成年代で前半期・後半期に二分^{注10}して各文書類ごとに整理すると【表 1】のごとくである。

A 欄にはそれぞれの文書類内で前半期のみを使用される接続表現の異なり数、後半期のみを使用される接続表現の異なり数、前半期と後半期とで共通して使用される接続表現の異なり数を挙げた。ここから、〈漢字主体文書〉〈漢字専用文書〉では前半期・後半期で大きな変化はなく、前後期共通で用いられる接続表現の方が多いが、〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉では、後半期に異なり数が大きく増加することが分かる。

【表 1】

		A 欄 接続表現異なり数			B 欄 他の文書類にない接続表現異なり数 (A 欄の内数)		
		前半期	後半期	前後期 共通	前半期	後半期	前後期 共通
仮名文書	仮名主体文書	2	14	7	1	7	1
	仮名半分文書	0	6	3	0	0	0
	漢字主体文書	2	5	10	2	2	0
漢字専用文書		5	5	11	3	2	1
全体		4	11	17			

B 欄は A 欄の内、各半期内で他の文書類に用例がない接続表現の異なり数であるが、これも〈仮名主体文書〉において後半期に増大していることが分かる。

各文書類の接続表現は以下のとおりである。

〈仮名主体文書〉

A 欄前半期 2 種類は「しかればすなわち」「それを」(B 欄 1 種類は「それを」)

A欄後半期14種類は「～うえは」「～が」「～といえども」「～ところに」「～ども」「～について」「～ほどに」「いまにおいては」「ここに」「しかりといえども」「しかるうえは」「しかるによりて」「ただし」「複数使用」(B欄7種類は「～が」「～ところに」「～ども」「～について」「～ほどに」「しかるうえは」「しかるによりて」)

A欄前後期共通7種類は「～あいだ」「～によて・～により」「～ば」「～を」「しかるあいだ」「しかるを類」「よて」(B欄1種類は「～を」)。

〈仮名半分文書〉

A欄後半期6種類は「～あいだ」「～といえども」「～ば」「ここに」「しかるあいだ」「複数使用」

A欄前後期共通3種類は「しかりといえども」「しかるを類」「よて」

〈漢字主体文書〉

A欄前半期2種類は「～ところに」「ゆえに」(B欄2種類は「～ところに」「ゆえに」)

A欄後半期5種類は「～うえは」「～によて・～により」「いままた」「かつは」「したがいて」(B欄2種類は「いままた」「したがいて」)

A欄前後期共通10種類は「～あいだ」「～といえども」「ここに」「しかりといえども」「しかるあいだ」「しかるを類」「しかればすなわち」「ただし」「よて」「複数使用」

〈漢字専用文書〉

A欄前半期5種類は「～ば」「ここにより」「したがいて」「すなわち」「ただし」(B欄3種類は「ここにより」「したがいて」「すなわち」)

A欄後半期5種類は「～うえは」「いま」「かつは」「しかるところに」「しかればすなわち」(B欄2種類は「いま」「しかるところに」)

A欄前後期共通11種類は「～あいだ」「～といえども」「～によて・～により」「いまにおいては」「ここに」「これによて」「しかりといえども」「しかるあいだ」「しかるを類」「よて」「複数使用」(B欄1種類は「これによて」)

〈全体〉

A欄前半期4種類は「ここにより」「すなわち」「それを」「ゆえに」

A欄後半期11種類は「～うえは」「～が」「～ども」「～について」「～ほどに」「いま」「いままた」「かつは」「しかるうえは」「しかるところに」「しかるによりて」

A欄前後期共通17種類は「～あいだ」「～といえども」「～ところに」「～によて・～により」「～ば」「～を」「いまにおいては」「ここに」「これによて」「しかりといえども」「しかるあいだ」「しかるを類」「しかればすなわち」「したがいて」「ただし」「よて」「複数

使用」

辛島美絵（2021b）では、〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉は後半期に全体の文書数が格段に増え、当該定型の使用率（全体の文書数中で当該定型を使用する文書の割合）も高くなることを指摘したが、それに接続表現の異なり数をあわせて示すと、【表2】のごとくである。〈仮名主体文書〉が多く作成されるにつれて、当該定型を用いる割合も増大し、接続表現が多彩に選択されるようになったことが分かる。

【表2】		前半期				後半期				全体の文書数の前期・後期の比率	使用率の前期・後期の比率
		当該定型を使用する文書数	全体の文書数	使用率	接続表現異なり数	当該定型を使用する文書数	全体の文書数	使用率	接続表現異なり数		
仮名文書	仮名主体文書	27	121	22%	9	226	512	44%	21	4.2	2.0
	仮名半分文書	6	16	38%	3	54	102	53%	9	6.4	1.4
	漢字主体文書	64	99	65%	12	162	244	66%	15	2.5	1.0
漢字専用文書		196	310	63%	16	236	402	59%	16	1.3	0.9
全体		293	546	54%	21	678	1260	54%	28	2.3	1.0

（4）仮名の多寡による各文書類の傾向

（1）～（3）で明確になった事項をまとめると、以下のごとくである。

- 1）〈仮名主体文書〉と〈漢字専用文書〉において、独自の接続表現を使用する例が多い。
- 2）〈仮名主体文書〉でのみ使用される接続表現は接続助詞が多い。対して、〈漢字専用文書〉〈漢字主体文書〉でのみ使用されるのは接続詞ばかりである。
- 3）接続表現の用例数（延べ数）は〈漢字専用文書〉の方が多いが、接続表現の種類（異なり数）は〈仮名主体文書〉の方が多きことから、〈仮名主体文書〉の接続表現は最も多彩だといえる。
- 4）〈仮名主体文書〉は後半期において、文書数、当該定型使用率、接続表現の異なり数、独自の接続表現の割合が増大する。

これらを踏まえ、仮名文書の資料性・文体の考究のために検討すべき事項は、次の（ア）～（ウ）である。

（ア）当該定型の接続表現の選択が仮名文書の文章全体とどのように関わっているのか

（イ）当該定型において、どのような理由で独自の接続表現が選択されたのか

（ウ）〈仮名主体文書〉の普及と接続表現の選択の幅の広がりや連動しているのはなぜか

そこで、まずは（ア）について検討を行う。以下では〈仮名主体文書〉にのみ見られる接続表現のうち最も用例の多い「～を」を取り上げ、当該定型における語の選択が、その文書全体

の文章とどのように関わっているかについて考察する。

3. 当該定型の接続表現に「～を」を使用する〈仮名主体文書〉

当時の古文書全体では、接続助詞「を」の用例は少なく^{注11}、書状類に偏って使用される傾向がある。よって古文書に一般的な用語とは言いがたいが、〈仮名主体文書〉の6通は、この「を」を当該定型の接続表現として使用している。そこで本節では、これら6通の当該定型部分以外の文章や文書の内容・背景について検討を行う。

以下には、6通の譲状全体の本文を原本^{注12}の写真に拠って示し、当該定型以外の接続表現の使用状況や、文書の書き手の情報も合わせて記す。当該定型部分には下線を付し、接続表現には【 】を付す。

①わかさの國名田下庄のうち須恵野村は、さうてんの私領にて候【を】、さしたる事候て申候によりて、せに百貫を給候あひた、文書ともをあひくして、この所をなかくまいらせ候ぬ。たゝしあま一期のあひたハ、庄務年貢雜事等いてき候物を、もとのまゝにてさうゐなくしり候へし。またかやうに申さため候なんのちハ、田畠以下いさゝかもとかくはからひ、しとけなき事、ゆめ／＼候へからず。せむしとの公惟に心さし候つる所にて候を、かやうにさたしまいらせ候ぬれば、その御かたの御一期のちハ、かならず御ゆつり候へし。たゝしさためなき事にて候へハ、さきたちもまいらせ、又心とふしきをもおもひたちて、はなれまいらせ候はん時は、ちからおよひ候はず、御心にまかせらるへく候。たゝしもしその御一期のちハ、こと人の給ハリ候はん事の道理なく候へハ、このかわりをそれよりおほしめしあきて、すてさせ給候はん時ハ、本庄知行の人のきたにて人の給候はん事、ほいなく候へハ、いつにてもこのかはりを、いちはいにてかへしまいらせ候て、かの所をかへし給候へし。このうゑハ、さらにのちのわつらひ候へからず。これをもちて、なかき御せうもむにもちみられ候へし。あなかしく。

宝治二年四月 日 比丘尼生佛 在判

〈宝治2（1248）年4月 日 尼生仏譲状案 山城大徳寺文書 6963号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「わかさの國名田下庄のうち須恵野村は、さうてんの私領にて候」であり、譲与を明示する部分は「さしたる事候て申候によりて、せに百貫を給候あひた、文書ともをあひくして、この所をなかくまいらせ候ぬ。」である。

差出人の尼生仏は、八条院西御方（藤原基房と伊予内侍説子の娘）と藤原公明の娘であり、都の貴族である。譲状は、生仏の私領である若狭国名田下庄須恵野村を醍醐寺の實深に譲る内容である^{注13}。

本文の全体は候文で記されている。書出しの事書きはなく、書止めは「あなかしく」である。

本文中の他の接続表現としては、接続詞「このうえは」「ただし」「また」、接続助詞「て」「によりて」「あいだ」「ば」が使用されている。なお、接続助詞「を」は波線部でも使用されている。

②きのくにわさの庄ハ、たいの御かたこれへゆつりてさふらふ【を】、たいりのひめミヤへゆつりまいらせ候、たしかなるところにてさふらふ。さふらハさらんのちにも、よく／＼とふらはせおはしませ。このうちしもむら・みなミむらと申し候ところをハ、ことハのみの御ほたいのために、ふたんこまのところ、へちにとしころさたしつけて候。いまた御おさなく候へハ、こまかに申をき候なり。

ふんゑい五ねん十一月廿六日 在判

〈文永5（1268）年11月26日 後鳥羽院姫宮讓状案 紀伊歓喜寺文書 10333号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「きのくにわさの庄ハ、たいの御かたこれへゆつりてさふらふ」であり、譲与を明示する部分は「たいりのひめミヤへゆつりまいらせ候、たしかなるところにてさふらふ」である。

この文書は、建武五年六月五日の光厳上皇院宣に収録され、院宣と連続して書写された文書^{注14}である。差出人は後鳥羽院の姫宮で、紀伊国和佐庄を「たいりのひめみや」に譲るという内容である。当時、和佐庄（下村・南村）領家職は京都の歓喜寺（蓮光寺）に寄進され、本家職は皇族関係の女性に伝領されていた^{注15}。

全体は候文で記されているが、候文に特徴的な「候へく候」ではなく「とふらはせおはしませ」のように命令形が用いられる部分（波線部）もある。書出しの事書きはなく、書止めは「こまかに申をき候なり。」である。本文中の他の接続表現としては、接続助詞「て」「ば」が使用されている。

③山城國石原庄内名田一町五段百廿歩歩つづけたり、道月か相傳の私領にて候【を】、きうよう候しによりて、このうち五段をハ、仁和寺の津鳥入道仁意に永代をかきりてうりわたし候ぬ。のこる一町小ハ、次第のせうもんをあひくして戒心の御房ニなかくゆつりまいらせ候。たのさまたけあるへからず候。御一期の、ちハ、もしひしりなんと、人ともなりて候は、ゆつりたひ候へし。た、し、かくは申候へとも、心たてなんとおもふやうならぬものにて候ハ、申ニおよひ候ハす。たひ／＼の後世をも、とふらひ候ぬへからん人を、御はからひ候て、ゆつらせ給へく候。このいたはり、いまはたのミなく候ほとに、かやうに申おき候。あなかしく／＼。

かけん二年八月十五日 道月（花押）

〈嘉元2（1304）年8月15日 道月讓状 東京大学法学部蔵三鈷寺文書 21946号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「道月か相傳の私領にて候」であり、譲与を明示する部分は

「きょう候しによりて、このうち五段をハ、仁和寺の津鳥入道仁意に永代をかきりてうりわたし候ぬ。のこる一町小ハ、次第のせうもんをあひくして戒心の御房ニなかくゆつりまいらせ候。」である。

この文書は、山城国石原庄（現在の京都市南区）内の私領に関する連券中の一つである。差出人の道月は「かうきこせん」という女性で、この相伝の私領を尼戒心に譲る内容である^{注16}。

全体は候文で書かれている。書出しの事書きはなく、書止めは「あなかしく」である。本文中の他の接続表現としては、接続詞「ただし」、接続助詞「て」「ども」「によりて」「ば」「ほどに」が使用されている。

④ゆつりわたすしほのこうちくしけの地の事。

右、くたむの地者、うハあきの後家のゆつりたひて候【を】、さう一の御房いとこなから、子にしまいらせ候て候ほとに、この地のでつきせうもむをあひくして、永代をかきりてゆつりまいらせ候ぬ。のちのために、近衛侍従とのゝはむをもせさせて候。ちのやうは、うりけんにみえて候也。ゆめ／＼たのさまたけあるましく候。後のために、せうもむ如件。

えんきやう三年三月十日

ひくに通性（花押）

散位（花押）

〈延慶3（1310）年3月10日 尼通性田地譲状 白河本東寺文書百八 23935号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「右、くたむの地者、うハあきの後家のゆつりたひて候」であり、譲与を明示する部分は「さう一の御房いとこなから、子にしまいらせ候て候ほとに、この地のでつきせうもむをあひくして、永代をかきりて、ゆつりまいらせ候ぬ。」である。

本文書は原本の東寺百合文書には確認できず、江戸時代の写本である白河本東寺文書^{注17}に拠る。差出人は尼通性で、塩小路櫛笥（現在の京都市下京区）の地を養子の相一御房に譲る内容である。当地は沙弥西蓮から尼妙阿、女房越前局、参河局へと代々の息女に伝領されてきたものだが、これを安芸後家尼が買い、当文書の書き手の比丘尼通性が相続し、養子の相一に譲ったものである^{注18}。

全体は候文で書かれている。書出しに「ゆつりわたすしほのこうちくしけの地の事」という事書きがあり、書止めは「せうもむ如件」である。本文中の他の接続表現としては、接続助詞「て」「ながら」「ほどに」が使用されている。

⑤ゆつりわたす

たんハのくにおかハのきをんてん六たんの事。うけふんとして、こかつさのほうゐんの御はうよりゆつり給はりて候【を】、さんミとのにゆつりまいらせ候。てつきせうもんらハ、せ

うえんのもとに候へハ、めさるへく候。かすハウけふみにそえて候。さらにた人のさまたけあるへからす候。のちのために、ゆつりしやうかくのことし。

ふんほう三ねん三月一日 (花押)

〈文保3 (1319) 年3月1日 上総法印女房譲状 山城八坂神社文書 26959号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「うけふんとして、こかつさのほうみんの御はうよりゆつり給はりて候」であり、譲与を明示する部分は「さんミとのにゆつりまいらせ候。」である。

差出人は「上総法印女房」で、夫から相続した丹波国小川（京都府亀岡市）の祇園田六段を「さんミ殿」に譲る内容である^{注19}。

全体は候文で書かれている。書出しに「ゆつりわたす たんハのくにおかハのきをんてん六たんの事」という事書きがあり、書止めは「ゆつりしやうかくのことし」である。本文中の他の接続表現としては、接続助詞「て」「ば」が使用されている。

⑥わかさのくに名田庄のうちたむらのむら、ならひにこのからすまろのや地□(ハ)、三位殿よりゆつりたまはりて候。そのしさいは御をきふみにみえて候【を】、中納殿へゆつりまいらせ候。このいたはりいまハたのみなきやうに候て、申をき候。とてもそうりやうハ、三位殿よりすくにゆつりまいらせられて候へハ、これらハ他人のいろふへき事いさゝかも候ハす候也。くハしくハ御をきふみにみえて候。あなかしく。

かりやく三年二月八日

(花押)

〈嘉暦3 (1328) 年2月8日 権大納言典侍局譲状 山城大徳寺文書 30135号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「わかさのくに名田庄のうちたむらのむら、ならひにこのからすまろのや地□(ハ)、三位殿よりゆつりたまはりて候。そのしさいは御をきふみにみえて候」であり、譲与を明示する部分は「中納殿へゆつりまいらせ候。」である。

この文書の差出人の権大納言典侍局は三条実盛の娘で、父より相続した若狭国名田庄内の屋地を子息の中納言殿（花山院兼信）に譲る内容である^{注20}。

全体は候文で書かれている。書出しの事書きはなく、書止めは「あなかしく」である。本文中の他の接続表現としては、接続詞「ならびに」と接続助詞「て」「ば」が使用されている。

4. 当該定型の接続表現に「～を」を使用する〈仮名主体文書〉の文体

【表3】は、前節の事項を整理し、一覧にしたものである。ここから当該定型の接続表現に「～を」を用いる文書について、次の5点が指摘できる。

番号	性別	身分	時期	文体	書出しの 事書	書き止め	本文中の他の接続詞				本文中の他の接続助詞						
							この うえ は	ただ し	なら びに	また	～あ いだ	～て	～ど も	～な がら	～に より て	～ば	～ほ どに
①	女	公卿の娘	前期	候文	無し	あなかしく	1	3	0	2	1	5	0	0	1	4	0
②	女	皇女	後期	候文	無し	こ万かに申しをき候なり	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0
③	女	?	後期	候文	無し	あなかしく	0	1	0	0	0	4	1	0	1	2	1
④	女	?	後期	候文	有り	せうもむ如件	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	1
⑤	女	女房	後期	候文	有り	ゆつりしやうかくのことし	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0
⑥	女	公卿の娘、典侍局	後期	候文	無し	あなかしく	0	0	1	0	0	5	0	0	0	1	0

- 1) 差出人はすべて女性である。
- 2) 差出人は皇女や宮廷女房などの貴族が多い(身分が分かる差出人はすべて貴族である)。
- 3) すべて候文^{注21}で記されている。
- 4) 書出しに事書きがなく、書止めも「あなかしく」^{注22}という書状の様式をとる文書のほうが多い^{注23}。
- 5) 後半期に作成されたものが多い。

つまり、教養層の女性貴族による、書状的な文体で、主に鎌倉時代後半期に書かれた文章だと、まずは捉えることができよう。

その上で注意すべきは、これらの讓状が

- 6) 漢字専用の讓状の表現も使用している。
 - 7) 文構成上の不整備は看取されない。
- という点でも共通していることである。

6) の例としては、まず、本文中の他の接続詞・接続助詞が挙げられる。【表3】に挙げた接続詞・接続助詞の多くは〈漢字専用文書〉で使用されるものである。接続詞は〈漢字専用文書〉では「此上者」「但」「并」「又」等の表記で一般的に使用され、接続助詞も「～あいだ」「～ながら」「～によりて」は「間」「乍」「依」等の表記で使用される。

また、当該定型をはじめ、漢字専用の讓状で用いられる別の定型表現も所々に見られる。たとえば、妨害を阻止するための文言(〈漢字専用文書〉では「更不可有他妨」等)は、①の文書では「さらにのちのわつらひ候へからす」、③の文書では「たのさまたけあるへからす候」、④では「ゆめ／＼たのさまたけあるましく候」、⑤では「さらにた人のさまたけあるへからす候」、⑥では「これらハ他人のいろふへき事いさゝかも候ハす候也」のごとく記載される。将来のために遺言する文言(〈漢字専用文書〉では「仍為後日讓状如件」等)は、①では「これをもちて、なかき御せうもむにもちみられ候へし」、②では「こ万かに申をき候なり」、③では「かやうに申おき候」、④では「後のために、せうもむ如件」、⑤では「のちのために、ゆつり

しやうかくのことし」、⑥では「申をき候」のごとく記載される。〈漢字専用文書〉の文章をそのまま仮名で表記したものもあるし、語句を変えて表現したものもあるが、いずれも譲状や証文の定型に拠ったものである。

7)の文構成上の不整備とは、辛島美絵(2021a)で指摘したものである。当該定型の接続表現に「しかるを類」を使う仮名文書は、当該定型を〈漢字専用文書〉とほぼ同様の文章で記載するものが多いが、〈仮名主体文書〉を中心に文の不整備—具体的には、〈漢字専用文書〉の表現に従いつつも、文を述語に向けてすっきりと集約せず、繰り返しや、挿入や追加を用意なく行うという口頭語によく見られる表現—が見られるものがある。このような特色は「～を」を使用する〈仮名主体文書〉には見られない。

以上のことから、当該定型に「～を」を用いる6通の〈仮名主体文書〉では、譲状に一般的な表現と、書状の表現とをうまく混ぜつつ、文章が作成されているといえる。

5. まとめと課題

譲状における当該定型の接続表現の種類について〈漢字専用文書〉〈漢字主体文書〉〈仮名半分文書〉〈仮名主体文書〉の使用傾向と、〈仮名主体文書〉に特色的な接続表現「～を」を用いる文書6通の文章について報告した。

これまででも、仮名の多寡によって古文書の用語・文章に相違があることを指摘したが、本稿では、譲状の当該定型で使用する接続表現の傾向にも差が存することを明確にし、〈仮名主体文書〉に特色的な「～を」を用いる文書の文章に共通する特色を示した。

このような文体が、どういう過程で形成され、どれほどの広がりをもっていたかを解明するためには、前述の「2.」(4)の(イ)に挙げたような「～を」の選択の理由、(ウ)に挙げたような〈仮名主体文書〉の普及の問題も合わせて検討していく必要がある。その方法として、まずは

1) 代々継承されるという譲状の特性を利用した歴代の譲状の文体の検証

が有効ではないかと考えている。

「4.」で言及したように、同じ〈仮名主体文書〉の譲状でも「～を」を使用する6通の文章とは異なる文体的特色をもつ文書も見られる。当該定型に「～を」を使用する文書の書き手は皇女や宮廷女房などの貴族女性が主であるのに対し、文の不整備が見られる文書の書き手は在地の領主や女性が主であった。すなわち、書き手の身分や性別、教養による差異も文体の形成に大きく関わっていると推察される。書き手の素性については情報が少ないため、容易には

整理しがたい面もあるが、

- 2) 当該定型で他の接続表現を用いる文書の文体の検証・相互比較
- 3) 譲状以外の証文の文体との比較
- 4) 古文書以外の仮名使用の資料との比較

とも合わせて、今後も検討を続けていく。

【注】

注1 本稿でいう仮名文書とは、仮名が使用されている古文書のことである。仮名文書の定義については『日本語学研究事典』の「仮名文書」の項(辛島美絵執筆)を参照。仮名文書を日本語史資料として研究することの意義、鎌倉時代の仮名文書に着目する理由等については辛島美絵(2003)(2010)他参照。

注2 接続詞・接続助詞の用法で使用される名詞や連語等も含める。

注3 詳しくは辛島美絵(2021a)参照。

注4 『鎌倉遺文 古文書編』の文書名に「譲状」とある1806通について、当該定型の使用の有無を調査した。『鎌倉遺文 古文書編』には、写本も含まれること、文書名に異説がある場合もあること、原本の表記を確認する必要があること等は踏まえた上で、まずは、できるだけ多くの文書を調査し、その後に細かな検討を加えることにした。ただし、該当部分に欠損のある文書や重複採録されている文書は除外した。当該定型の用例一覧は辛島美絵(2019)(2020a)(2020b)(2021b)参照。

注5 仮名の多寡による文書の分類の方法については辛島美絵(2021a)他を参照。

注6 接続表現は現代仮名遣いにより平仮名で示した。「～」が有るのは接続助詞、無いのは接続詞の用法である。各接続表現の表記や用例数は辛島美絵(2021a)の〈表2〉に挙げたが、その後、若干の数値の修正が生じたため、本稿では修正後の数値を示した。

注7 「しかるを類」は「しかるを」「しかるに」「しかれば」「しかれども」のいずれかを使用する用例である。漢字表記される「而」「然」等の語形が特定できないため、これらを「しかるを類」としてまとめた。詳細は辛島美絵(2021a)参照。

注8 譲与対象物の由緒部分と、譲与文言の文を繋ぐ際に複数の異なる接続表現を使用する場合が見られたので、便宜上「複数使用」として一種類にまとめて計上した。

注9 9種類のうち8種はすべての文書類で使用されており、1種は〈仮名主体文書〉〈漢字専用文書〉と共通して使用されている。接続表現の種類に独自性が看取されないことを〈仮名半分文書〉の特色の一つと捉えることもできそうだが、文書数自体が他の文書類に比べて少ない(【表2】の「全体の文書数」欄参照)ため、さらなる検討が必要である。

注10 「前半期」は1185年から1259年までの75年間、「後半期」は1260年から1334年までの75年間とした。

注11 『鎌倉遺文 古文書編』所収の全文書における助詞「を」の調査は未実施であるため正確な値は示せないが、表記された「を(ヲ)」の多くは格助詞である。

注12 原本が伝存せず写本の写真に拠ったものはその旨を記す。各用例の末尾の〈 〉内には、日付、文書名、文書群名、『鎌倉遺文 古文書編』の号数を挙げた。

注13 杉山巖(2006)参照。

注14 『和歌山県史 中世史料2』61頁参照。

注15 『紀伊国和佐庄 歆喜寺文書』(蘭田香融解説)、並木優記(1978)(1981)、伊藤正敏(1987)、宮田敬三(2000)等参照。

注16 植田信広(1981)、池田好信(1995)43頁、正中2(1325)年7月2日の「尼戒心田地寄進状」(東大法

- 学部所蔵三鈔寺文書、『鎌倉遺文 古文書編』29144号) ほか参照。
- 注17 画像は国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている。
- 注18 「白河本東寺文書 百八」所載の塩小路櫛笥地関係文書(『鎌倉遺文 古文書編』14362号、14363号、14587号、24040号、24514号) 参照。
- 注19 『増補 八坂神社文書 下巻1』526～527頁参照。
- 注20 杉山巖(2006) 参照。用例①の文書の差出人である尼生仏は、本文書の差出人の権大納言典侍局の曾祖父(藤原実忠)の姉妹にあたる。
- 注21 『鎌倉遺文 古文書編』所収の古文書で「候」を用いる文書は全体の4分の1程度で、書状に多い。『漢字キーワード事典』の「候文」の項(辛島美絵執筆)も参照。
- 注22 書止めの「あなかしく」については辛島美絵(2003) 第1章第2節参照。
- 注23 譲状では書出しの文言として「譲与(渡)……事」、書止めの文言として「譲与之状如件」等を使用するのが一般的で、〈仮名主体文書〉にも用例は多い。

【参考文献】

(論文)

- 池田好信(1995)「山城国」『講座 日本荘園史7 近畿地方の荘園Ⅱ』
- 伊藤正敏(1987)「地域社会と禅律僧—紀伊国和佐荘の鎌倉末」『日本歴史』475
- 植田信広(1981)「東京大学法学部法制史資料室所蔵三鈔寺文書」『古文書研究』17・18合併号
- 辛島美絵(2003)『仮名文書の国語学的研究』清文堂出版
- 辛島美絵(2010)『古代の〈けしき〉の研究—古文書の資料性と語の用法—』清文堂出版
- 辛島美絵(2019)「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類—」『九州産業大学国際文化学部紀要』73・74合併号
- 辛島美絵(2020a)「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類(2)—」『九州産業大学国際文化学部紀要』75号
- 辛島美絵(2020b)「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類(3)—」『九州産業大学国際文化学部紀要』76号
- 辛島美絵(2021a)「仮名文書の資料性—譲状の定型的表現から—」『語文研究』130・131号
- 辛島美絵(2021b)「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類(4)—」『九州産業大学国際文化学部紀要』78号
- 杉山巖(2006)「名田荘の伝領と関係文書群の形成—付. 名田荘関係文書目録(稿)—」『東京大学日本史学研究室紀要』10
- 並木優記(1978)「在地領主制と公文職—紀伊国和佐荘の研究—」『学習院史学』15
- 並木優記(1981)「紀伊国和佐荘にみる二つの在地領主制」『日本歴史』395
- 宮田敬三(2000)「和佐荘—歎喜寺と大伴氏の盛衰—山陰加春夫編『きのくに荘園の世界 上巻』清文堂出版

(資料集・データベース・事典等)

- 『鎌倉遺文 古文書編』竹内理三編 東京堂出版 1～42巻 1971～1991年 補遺1～4巻 1994～1995年
- 『CD-ROM版 鎌倉遺文』竹内理三・東京大学史料編纂所編 東京堂出版 2008年
- 『漢字キーワード事典』前田富祺・阿辻哲次編 朝倉書店 2009年
- 『紀伊国和佐庄 歎喜寺文書』藺田香融編著 関西大学東西学術研究所発行 1968年
- 『日本語学研究事典』飛田良文他編 明治書院 2007年
- 『増補 八坂神社文書 下巻1』八坂神社社務所編 臨川書店 復刻版 1994年

『和歌山県史 中世史料2』 和歌山県史編さん委員会 和歌山県 1983年
「京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEB」 <http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/>
「国立国会図書館デジタルコレクション」 <https://dl.ndl.go.jp/>
「東京大学史料編纂所データベース 日本古文書ユニオンカタログ」 <https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>

【付記】 本研究はJSPS科研費JP22K00581の助成を受けたものです。古文書原本・写本の写真の閲覧・収集にご高配を賜った古文書の所蔵者と東京大学史料編纂所に厚くお礼申し上げます。